

2026年3月21日

各位

東洋シャッター株式会社  
代表取締役社長 岡田 敏夫

27都県における営業停止処分の終了と通常業務の再開について

謹啓

平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

当社は2026年2月24日付で、国土交通省近畿地方整備局から建設業法第28条第3項の規定に基づき、2026年3月11日より27都県を対象に、営業停止処分を受けておりましたが、2026年3月21日をもって、営業停止処分が終了しましたので、ここにご報告申し上げます。

営業停止期間中におきましては、お取引先及び関係各位の皆様に対し、広範多岐にわたり多大なご迷惑をお掛けしたことを深くお詫び申し上げます。

3月21日より通常業務を再開しておりますので、今後とも引き続きご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

当社は今回の処分を厳粛に受け止め、再発防止策を徹底するとともに、社会的責任を果たすべき企業として、全てのステークホルダーの皆さまの信頼を取り戻すべく、より一層のコンプライアンス体制の強化を図ってまいります。

また、関係者の皆様に営業停止期間中にお掛けしたご迷惑のお詫びと信頼の回復に、社員一丸となって取り組んでまいりますので、何卒、ご高配の程重ねてお願い申し上げます。

謹白